23　法第七十条の二の二第十二項第二号の規定による届出は、その年の十二月三十一日までに、その年中のいずれかの日において受贈者が学校等に在学していた旨又は教育訓練を受けていた旨その他財務省令で定める事項を記載した届出書に、これらの事由に該当することを明らかにする書類を添付して行うものとする。ただし、当該受贈者が三十歳に達した日の属する年にあつては、当該届出書を提出することを要しない。

第四十条の四の四第三項第六号中「第七十条の二の三第一項」を「第七十条の二の三第一項本文」に改め、同条第十一項中「同条第四項」を「同条第四項本文」に改め、同項ただし書中「は、同号に掲げる書類を」を「は同号に掲げる書類、同一の年分の所得税に係る合計所得金額についての第三号に掲げる書類を既に提出した結婚・子育て資金非課税申告書等に添付したときは同号に掲げる書類は、それぞれ」に改め、同項に次の一号を加える。

三　当該受贈者の第一号の信託又は贈与により信託受益権、金銭又は金銭等を取得した日の属する年の前年分の所得税に係る合計所得金額を明らかにする書類

第四十条の四の四第十三項中「第七十条の二の三第一項」を「第七十条の二の三第一項本文」に改め、同条第二十一項中「第七十条の二の三第一項」を「第七十条の二の三第一項本文」に、「同項」を「同項本文」に改め、同条第二十三項中「同条第一項」を「同条第一項本文」に、「うち同項」を「うち同項本文」に改め、同条第二十五項第二号中「第七十条の二の三第一項」を「第七十条の二の三第一項本文」に、「同項」を「同項本文」に改め、同条第二十六項中「、次に掲げる事由に該当した」を「信託法第十一条第一項の規定による取消権の行使があつたこと若しくは民法第四百二十四条第一項の規定による取消権の行使があつた」に改め、「場合」の下に「又は結婚・子育て資金管理契約に係る贈与が遺留分を侵害するものとして行われた遺留分侵害額の請求に基づき当該非課税拠出額の一部に相当する額の金銭を支払うべきことが確定した場合」を加え、「、その減少することとなつた理由」を削り、「価額（」を「価額又は当該請求に基づき支払うべき金銭の額（」に改め、同項各号を削り、同条第二十八項中「第七十条の二の三第一項」を「第七十条の二の三第一項本文」に改め、同条第二十九項中「又は結婚・子育て資金管理契約に基づいて信託された金銭等若しくは結婚・子育て資金管理契約に係る贈与により取得をした金銭等の全部につき遺留分による減殺の請求があつたこと」を削り、「場合」の下に「又は結婚・子育て資金管理契約に基づく信託若しくは結婚・子育て資金管理契約に係る贈与が遺留分を侵害するものとして行われた遺留分侵害額の請求に基づき当該非課税拠出額に相当する額の金銭を支払うべきことが確定した場合」を加え、同条第三十一項中「同条第一項」を「同条第一項本文」に改め、同条第三十五項及び第三十七項中「第七十条の二の三第四項」を「第七十条の二の三第四項本文」に改める。

第四十条の四の七第二項中「第七十条の七の五第二項第六号（非上場株式等）を「第七十条の六の八第二項第二号（個人の事業用資産）に、「の特例）に」を「）に」に、「特例事業承継受贈者」を「特例事業受贈者」に改める。

第四十条の四の七の次に次の一条を加える。

第四十条の四の八　前条の規定は、法第七十条の二の八において法第七十条の二の七の規定を準用する場合について準用する。

第四十条の五第十五項中「同法」の下に「その他相続税又は贈与税に関する法令」を加える。

第四十条の六第十一項第四号中「、同法第四条第三項に規定する農地利用集積円滑化事業（同項第一号に定める事業（同号ハに掲げるものを除く。）及び同項第二号に定める事業に限る。）のために譲渡をした場合」を削り、同条第五十二項第一号イ中「都道府県の区域（農業振興地域の整備に関する法律第六条第一項の規定により指定された農業振興地域の区域内に限る。）」を「農地中間管理機構の同条第三項に規定する事業実施地域」に改め、同号ロを削り、同号ハ中「第四条第四項第一号」を「第四条第三項第一号」に改め、同号ハを同号ロとし、同条第六十項ただし書中「からハまで」を「及びロ」に改め、同条第六十一項中「又は農業経営基盤強化促進法第十一条の十四に規定する農地利用集積円滑化団体」及び「又は当該農地利用集積円滑化団体」を削る。

第四十条の六の二第十一項中「又は農業経営基盤強化促進法第十一条の十四に規定する農地利用集積円滑化団体」及び「又は当該農地利用集積円滑化団体」を削る。

第四十条の七第十項中「、同法第四条第三項に規定する農地利用集積円滑化事業（同項第一号に定める事業（同号ハに掲げるものを除く。）及び同項第二号に定める事業に限る。）のために譲渡をした場合」を削り、同条第十六項第二号中「第四十条の七の七第三項から第九項まで」を「第四十条の七の七第四項から第十項まで」に改め、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　法第七十条の六の十第一項　調整前事業用資産猶予税額（同条第二項第三号に規定する納税猶予分の相続税額で第四十条の七の十第九項から第十二項までの規定により計算されたものをいう。）

第四十条の七第五十六項第一号中「都道府県の区域（農業振興地域の整備に関する法律第六条第一項の規定により指定された農業振興地域の区域内に限る。）」を「農地中間管理機構の同条第三項に規定する事業実施地域」に改め、同項第三号中「第四条第四項第一号」を「第四条第三項第一号」に改め、同号を同項第二号とし、同項第六十六項中「又は農業経営基盤強化促進法第十一条の十四に規定する農地利用集積円滑化団体」及び「又は当該農地利用集積円滑化団体」を削る。

第四十条の七の二第六項及び第四十条の七の四第九項中「又は農業経営基盤強化促進法第十一条の十四に規定する農地利用集積円滑化団体」及び「又は当該農地利用集積円滑化団体」を削る。

第四十条の七の六第十項第四号中「第四十条の七の七第三号」を「第四十条の七の七第四号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「第四十条の七の七第二号」を「第四十条の七の七第三号」に改め、同項を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　法第七十条の六の十第一項　調整前事業用資産猶予税額（第四十条の七の七第十六項第三号に規定する調整前事業用資産猶予税額をいう。）

第四十条の七の七第一項中「第二十三項」を「第二十四項」に改め、同条第二十四項中「、第二十一項」を「、第二十二項」に、「第二十一項各号」を「第二十二項各号」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十三項を同条第二十四項とし、同条第二十二項中「第十五項又は第十六項」を「第十六項又は第十七項」に、「その他」を「第四号に掲げる事項を除く。）その他」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十一項を同条第二十二項とし、同条第二十項中「又は第五項の承認」を「若しくは第五項の規定又は第三項の規定の適用」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十九項を同条第二十項とし、同条第十二項から第十八項までを一項ずつ繰り下げ、同条第十一項中「第七項」を「第八項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項第四号中「第四十条の七第十六項第四号」を「第四十条の七第十六項第五号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「第四十条の七第十六項第三号」を「第四十条の七第十六項第四号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　法第七十条の六の十第一項　調整前事業用資産猶予税額（第四十条の七第十六項第三号に規定する調整前事業用資産猶予税額をいう。）

第四十条の七の七第十項を同条第十一項とし、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「第三項第一号」を「第四項第一号」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「法第七十条の六の七第二項第四号に規定する」及び「（以下この条において「寄託相続人」という。）」を削り、「同項第六号イ」を「法第七十条の六の七第二項第六号イ」に、「法第七十条の六の七第一項の」を「同条第一項の」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　法第七十条の六の七第一項の規定の適用に係る相続の開始の日から当該相続に係る同項に規定する相続税の申告書の提出期限までの間に、同項の規定の適用を受けようとする特定美術品に係る同条第二項第二号に規定する寄託契約（以下この項において「寄託契約」という。）の契約期間